

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 30 日
氏名 赤松美紀 印

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 25 日

氏名 阿部 啓之 印

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 二 年 九 月 十 四 日
氏名 伊藤 勝彦 印
(自筆の場合は押印不要)

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 18 日
氏名 七瀬 聰 印

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 23 日
氏名 佐藤 恵子

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細：）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細：）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細：）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細：）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 30 日
氏名 高溝 正 印

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 30 日

氏名 千歳 健一 印

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 30 日

氏名 丹生谷アキ 

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 25 日

氏名 平山和宏 印

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 21 日

氏名 堀江正一 

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 28 日
氏名 松井 千鶴子 印

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 20 日

氏名 岸松 浩史 印

（自筆の場合は押印不要）

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細： ）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細： ）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細： ）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細： ）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 30 日
氏名 木内英介
(自筆の場合は押印不要)

農業資材審議会飼料分科会における利益相反申告書

第 54 回農業資材審議会飼料分科会等（令和 2 年 9 月 30 日）における審議事項について、審議対象の飼料、飼料添加物等についての申請又は要請を行った事業者又は事業者団体（大学、独立行政法人を含む。以下「関係事業者等」という。）との間に申告すべき利益相反は、

ありません。

あります。

詳細は以下のとおりです。

①委員又はその家族（委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者をいう。以下同じ。）が関係事業者等の役職員に就任していた、又は就任している。

（詳細：）

②分科会等の開催日の属する年度を含む過去 3 年度のいずれかの年度に委員又はその家族が、年 50 万円以上の金品等（株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）を関係事業者等から受けている。

（詳細：）

③委員が審議資料の作成に関わっていた（ただし、委員が、学術目的で公表された科学論文等や行政機関、国際機関等の公的な機関が公表した資料等の作成に関わっており、それらが審議資料に引用されている場合を除く。）。

（詳細：）

④その他審議の公平性及び中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある。

（詳細：）

上記に開示した情報は正確であり、私の知る限り、このほかには、申告すべき利益相反となる事項はありません。

以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

（該当する項目の□をマークしてください。）

令和 2 年 9 月 25 日

氏名 山中典子 

（自筆の場合は押印不要）